

春日井市文化スポーツ応援団要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化事業及びスポーツ事業に対し、市が文化スポーツ応援団となって支援することにより、「文化スポーツ都市・春日井」を目指し、もって市民の心身の健全な発達を促進し、及び明るく人間性豊かなまちづくりを推進することについて必要な事項を定めるものとする。

(支援)

第2条 文化スポーツ応援団として支援する事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 文化事業 次に掲げる事業

- ア 市の新たな文化の創造と魅力の発信に貢献すると認められる文化事業
- イ 記念事業又は周年事業として実施することにより市を広くPRすることができる
と認められる文化事業
- ウ 文化活動団体が開催する文化事業
- エ 国際的規模又は全国的規模で開催される文化事業への参加

(2) スポーツ事業 次に掲げる事業

- ア 市内で開催されるスポーツ大会で、市を広くPRするとともに参加者と市民の交流を図ることができる
と認められるもの
- イ 春日井市体育協会が行うスポーツ振興事業
- ウ 国際的規模又は全国的規模で開催されるスポーツ大会への参加

2 前項の事業に対する支援は、事業を実施する団体に対する補助金の交付又は大会に参加する者に対する激励費の交付の方法により行うものとする。

(手続)

第3条 前条の規定による補助金又は激励費の交付対象、手続等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要綱に定めるところによる。

- (1) 前条第1項第1号ア、イ及びエ並びに同項第2号ア及びウに掲げる事業 春日井市文化スポーツイベント補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）
- (2) 前条第1項第1号ウに掲げる事業 春日井市文化振興補助金交付要綱（平成18年4月1日施行）

(3) 前条第1項第2号イに掲げる事業 春日井市体育協会運営費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）

（雑則）

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。